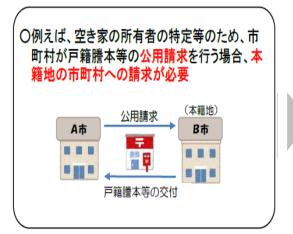
地方分権改革による権限移譲等への特別区の対応について

地方分権改革関連法の施行に伴う「事務・権限の移譲(第 13 次分)」について、特別区に おける対応の有無等に関し、各主管部長会での検討状況が取りまとめられた。

- 1 地方分権改革関連法に伴う特別区の対応
 - (1) 特別区において対応を行う事項
 - ア 戸籍情報連携システムの利用事務の拡大(管理不全空家の所有者特定等に関する 事務)





(注) 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)により、本人等については、本籍地以外の市町村へ戸籍謄本等の請求が可能となる措置が既に講じられている(公布の日(令和元年5月31日)から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)。

[特別区の対応]

今後国から示されるシステムの確定情報を確認のうえ、必要に応じ対応する。

- (2) 特別区において対応を必要としない事項
 - ア 罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、固定資産課税台帳等の情報の利用可能とすること
 - 〇市町村は、被災住家等について**罹災証明書の** 申請があった場合は、被害認定調査を実施
 - ○調査に当たっては、<u>住家の構造や住家の全体</u> 構成を示す図面等の情報が必要
 - ○上記情報を得るために、<u>固定資産課税台帳等</u>を利用できれば調査の迅速化につながるが、 地方税法上漏らしてはならない「秘密」に該当 するため、利用できない



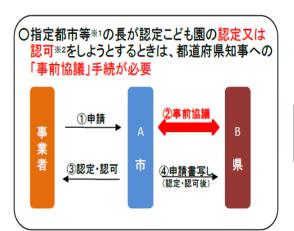
イ 市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成に係る努力義務規定を「できる」規定に見直し

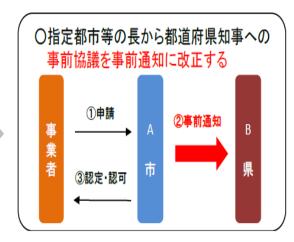
- ○市区町村は、<u>市町村交通安全計画</u>及び<u>市町</u> 村交通安全実施計画</u>を作成するよう努めるも のとする(努力義務)
- ○市区町村によっては、これらの計画と都道府 県が作成する計画(※)と内容が重複する
 - (※)都道府県交通安全計画及び都道府県交通安全実施計画

○市町村交通安全計画等の作成に係る 努力義務規定を、「できる」規定化する

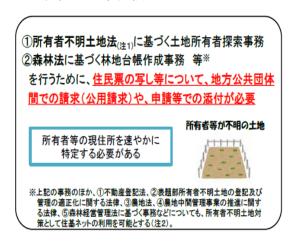


ウ 指定都市等における認定こども園の認定又は認可に係る都道府県への事前協議を事前通知に見直し



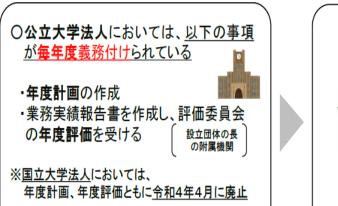


- ※1 指定都市及び中核市をいう。
- ※2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は「認定」、幼保連携型認定こども園は「認可」
- エ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、森林法等に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用可能とすること





- (注1) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)
- (注2) その他、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」に基づく事務についても住基ネットの利用を可能とする措置を講ずる。
- オ 公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価に ついて、廃止(中期計画に適正な業務運営のための指標を追加)



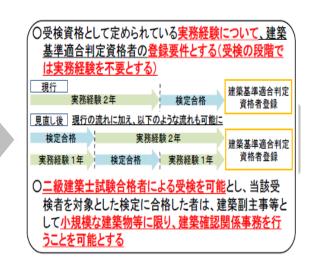


カ 建築主事の任用に必要な建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し

〇地方公共団体において建築確認の事務を行う<mark>建築主事</mark>は、建築基準適合判定資格者検定に合格し、国土 交通大臣の登録を受けた者でなければならない

○建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、「一級 建築士試験に合格」し、「実務経験(建築行政に関し、 2年以上)」を積んでいること





2 提案募集方式による特別区提案について(令和5年5月19日提出)

令和5年特別区提案事項として、以下の3件が提案された。

- (1) 民生委員・児童委員の選任要件の緩和等
- (2) 署名用電子証明書の失効要件の緩和等
- (3) 地域包括支援センターの業務負担軽減方策の構築(介護予防支援と居宅介護支援の介護報酬設定方法の明確化等)